

有事法制関連三法案の撤回に関する意見書

上記の議案を提出する。

平成14年 6 月 27 日

提出者

8 番 河 原 しゅう

3 番 大 野 まさき

17 番 た き 美世子

30 番 水 野 学

武蔵野市議会議長 井 口 良 美 殿

有事法制関連三法案の撤回に関する意見書

現在国会審議中の武力攻撃事態法案、安全保障会議設置法改正案、自衛隊法改正案の有事法制関連三法案は、自衛隊の軍事行動を優先し国民を強制的に有事体制に動員するものです。特に、武力攻撃を受ける「恐れ」や「予測」を武力攻撃事態と規定し、そのような事態でも自衛隊の先制武力行使を可能とする内容は、国家の交戦権を否定した日本国憲法第9条に違反することが明白です。

法案は、NHK、電力、ガス事業者などの指定公共機関、医療、運輸、土木、建築などの民間企業及びそれらの業務に従事する国民に協力を義務づけ、有事の際には国民の自由や権利を大幅に制限することが可能であるとの立場から、報道や国民の集会を規制対象にするものです。もし、国民が政府による従事命令や物資保管命令を拒否すれば、6カ月以下の懲役刑または30万円以下の罰金刑に処すとの条項も盛り込まれています。

また地方公共団体に対しては、責務、役割分担、協力が規定され、首相権限による指示や指示に従わない場合の政府による強制執行を可能とするなど、地方自治を侵害する点でも重大です。

このような内容をもつ有事法制関連三法案は、日本国憲法の平和、国民主権、基本的人権、地方自治などの基本原則に抵触することが明らかであり、多くの国民から不安、懸念、批判の声が上がるのも当然です。

日本国政府には、憲法の平和主義を厳守し、積極的な外交努力により紛争を未然に防止する努力が何よりも求められています。

よって武蔵野市議会は、有事法制関連三法案の撤回を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成14年 7月 1日

武蔵野市議会議長 井口良美

内閣総理大臣 あて